

令和6（2024）年度

栃木県職員（学芸員）採用選考候補者選定試験 受験案内



受付期間 令和6年6月4日（火）～7月31日（水）

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20

栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課（本館7階）TEL：028-623-3035

栃木県では、新たな「文化と知」の創造拠点として県立美術館、県立図書館及び県立文書館を再整備する「栃木県『文化と知』の創造拠点整備事業」を進めています。

豊富な経験や専門知識・技術を有し、本県美術文化の向上のためリーダーシップを持って活躍できる方を求めています。

- ・第1次試験は、書類選考を行います。
- ・試験申込の際に、申込書と併せて職務経歴書、研究業績目録及び当該目録に記載のある論文1部を提出していただき、これらの評価結果に基づき第1次合格者を決定します。
- ・第2次試験では、論文試験、口述試験を実施します。

1 職種、採用予定者数、受験資格、主な勤務場所

職種	採用予定者数	受験資格	主な勤務場所等
学芸員	1名	次の各号のすべてを満たす者 (1) 昭和38（1963）年4月2日以降に生まれた者 (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、東洋あるいは日本の美術史若しくはこれに類するものを専攻又は研究し、学士、修士又は博士と称することを得る者 (3) 博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する学芸員の資格取得者 (4) 美術館又は博物館において学芸員としての職務経験を15年以上有する者	栃木県立美術館等において、美術資料の収集・保管・調査研究・展示及び教育普及等の業務並びに学芸員への指導・助言等の業務に従事します。

※ 日本国籍を有しない人も受験できますが、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできません。また、就職が制限されている在留資格の人は受験できません。

※ 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

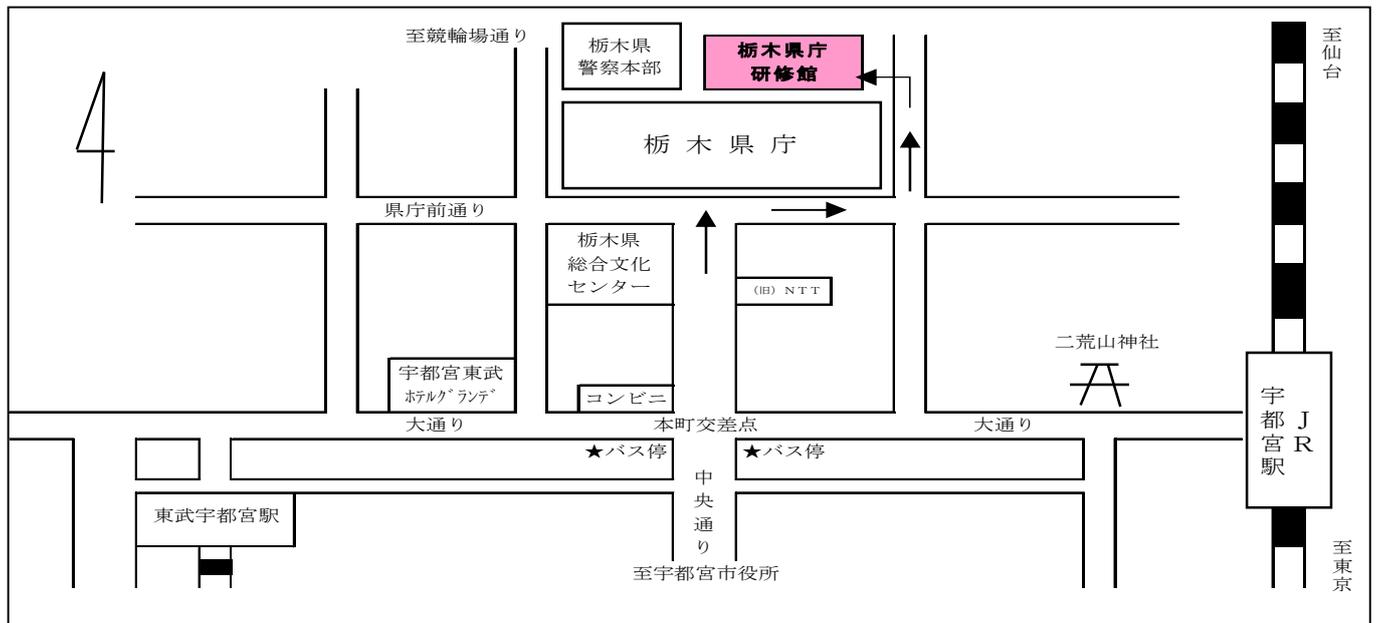
2 試験の日時、会場及び選考候補者発表

区分	日 時	会 場	選考候補者発表
第1次試験	提出された書類による選考です。 「6 受験手続」を参照し、受付期間中に所定の書類を提出してください。	—	第1次合格者は、8月22日(木)(予定)に県ホームページに受験番号を掲載します。 なお、文書での通知は行いませんので、必ず各自で確認してください。
第2次試験	9月17日(火) ※1 論文試験 口述試験	栃木県庁 研修館	合格者(選考候補者)は、10月9日(水)(予定)に県ホームページに受験番号を掲載します。 また、合格者にのみ通知します。

※1 具体的な時間等は、第1次合格者発表と併せて県ホームページに掲載しますので、必ず確認してください。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/2024saiyou/gakugeiinsaiyou.html>)



【第2次試験会場案内 栃木県庁 研修館】



交通機関の案内

◆JR宇都宮駅西口バスターミナルからバスに乗車の場合

「乗り場番号：①, ②, ⑥, ⑦, ⑪, ⑫, ⑬」で乗車し、「県庁前」で下車、徒歩で本町交差点を北進10分(0.8Km)

◆JR宇都宮駅西口から徒歩の場合

大通りを西進20分(1.4Km)、本町交差点を右折し、北進10分(0.8Km)

◆東武宇都宮駅から徒歩の場合

駅東口から東進2分(0.2Km)、中央通りを左折し、北進12分(1.0Km)

- ・第2次試験日当日は、必ず最初に栃木県庁研修館3階ロビーで受付を済ませてください。
- ・試験会場には駐車できません。公共交通機関を御利用ください。
- ・会場、周辺路上及びその周辺の商業施設等での駐停車による送迎は、近隣への迷惑となりますので、固く禁じます。

(注意事項)

- ・会場は、敷地内を含めて全面禁煙です。
- ・第2次試験日当日は、以下のものを持参してください。
申込書（兼受験票）の写し、HB以上の鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム、時計（計時機能のみ。携帯電話やスマートフォン、腕時計型端末は時計として使用不可。）、昼食
- ・会場にゴミ箱はありません。ゴミは必ず持ち帰ってください。
- ・実施に影響のある地震・災害・鉄道の遅れ等の発生により、試験日程等を急きょ変更する場合は、県ホームページに掲載します。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/2024saiyou/gakugeiinsaiyou.html>



3 種目、配点及び内容

区分	種目	配点	内 容
第1次試験	書類選考	200点	学芸員として職務遂行に必要な専門的知識の有無等を確認するため、職務経歴書、研究業績目録及び当該目録に記載のある論文1部（複写可。日本語の論文に限る。）を提出していただき、書類選考を行います。 なお、提出された職務経歴書、研究業績目録及び論文は返却しませんので御了承ください。
第2次試験	論文試験 (90分)	50点	公務員として必要な表現力、論理性等について、記述式による筆記試験を行います。（1,100字程度）
	口述試験 (約30分)	350点	主として人物について、個別面接試験を行います。
	資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

※ 選考候補者は、総合得点の高い順に決定します。

ただし、各試験種目には合格基準があり、1つでも基準に達しないものがある場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。

4 最終合格から採用まで

選考候補者については、栃木県人事委員会における選考手続を経て最終合格が決定します。ただし、補欠合格制度を導入しているため、合格者（選考候補者）全員が採用されるとは限りません。

最終合格者は、令和7(2025)年4月1日採用予定です。

5 給 与

初任給（給料）は、職歴や学歴等を考慮の上、決定されます。例えば、採用時の年齢が50歳で、大学院修士課程修了後の学芸員としての職務経験年数が20年の場合、約37万円（地域手当を含む。）が支給されます。（採用前の経歴の種類等により金額は異なります。）

また、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されるほか、期末・勤勉手当が6月と12月の年2回、合計で4.50か月分（本県における在職期間等によって異なります。）支給されます。

なお、給料月額60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準（60歳以上で受験した方は通常の初任給決定額の7割水準）となります。

6 受験手続

郵送による方法で申し込んでください。

<p>申込方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県ホームページにアクセスして、様式をプリントアウトしてください。 (https://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/2024saiyou/gakugeiinsaiyou.html) 様式に必要な事項を記入し、提出書類①～④の全部を次のところまで郵送してください。 (「[別記] 申込書 (兼受験票) 記載例」等を参照してください。) <p style="text-align: center;">(郵送先) 栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p style="text-align: center;">(提出書類) ①『令和6(2024)年度 栃木県職員(学芸員)採用選考候補者選定試験 申込書 (兼受験票)』</p> <p style="text-align: center;">②職務経歴書、研究業績目録、当該目録に記載のある論文1部(複写可。日本語の論文に限る。)</p> <p style="text-align: center;">③大学卒業証明書又は大学院修了証明書</p> <p style="text-align: center;">④学芸員資格証の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> 封筒の表に「栃木県職員(学芸員)採用選考候補者選定試験申込」と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。 申込書等は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。いわゆる「メール便」による申込みの場合には受付できません。 なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法により申し込んでください。
<p>受付期間</p>	<p style="text-align: center;">6月4日(火)～7月31日(水) (消印有効)</p>
<p>受験票の写しの返送</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申込みの審査終了後、受験番号を付した「申込書(兼受験票)」の写しを返送します。 提出書類の発送後、10日経過しても「申込書(兼受験票)」の写しが返送されない場合は、県民協働推進課まで電話でお問い合わせください。(TEL:028-623-3035) 第1次合格者は、受験番号が付された「申込書(兼受験票)」の写しを第2次試験日当日に持参してください。

7 試験結果の情報提供

試験の結果については、口頭で情報提供を求めることができます。情報提供を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に県民協働推進課にお越しください。電話、はがき等による申出はできません(棄権者は申出できません。論文試験、口述試験のいずれか1つでも受験しなかった場合は、棄権したものとみなします。)

申出のできる人	提供期間	提供する内容	提供場所
第1次試験不合格者	第1次合格発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	栃木県生活文化スポーツ部 県民協働推進課 (土・日・祝日を除く 8:30～17:15)
第2次試験受験者	選考候補者発表の日から1か月間		